

山梨県公報

第二千二百五十九号

平成二十四年

九月六日

木曜日

目次

道路の供用開始	五〇三
建築基準法に基づく道路位置指定	五〇三
公告	五〇三
砂利採取業務主任者試験の実施	五〇三
大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地からの意見(二件)	五〇四
大規模小売店舗の新設に関する届出	五〇四

告示

山梨県告示第三百十八号
道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県国土整備部道路管理課及び峡南建設事務所において、この告示の日から平成二十四年九月二十七日まで一般の縦覧に供する。
平成二十四年九月六日

山梨県知事 横内正明

道路の種類	路線名	区間	延長(メートル)	供用開始の期日
県道	市川三郷身延線	西八代郡市川三郷町落居字澤ノ神六八一〇番地先から西八代郡市川三郷町落居字澤ノ神六八一二番地先まで	五一・七	平成二十四年九月六日

山梨県告示第三百十九号

公告

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を次のとおり指定したので告示する。その関係図書は、山梨県富士・東部建設事務所(吉田支所を除く。)に備え置いて縦覧に供する。
平成二十四年九月六日

山梨県知事 横内正明

- 指定の年月日
平成二十四年九月六日
- 指定道路の位置
南都留郡富士河口湖町船津字堀休場二二〇六番一
- 指定道路の幅員
四・〇〇メートル
- 指定道路の延長
三四・九三メートル

●砂利採取業務主任者試験の実施

砂利採取法(昭和四十三年法律第七十四号)第十五条第一項の規定により、砂利採取業務主任者試験を次のとおり実施する。
平成二十四年九月六日

山梨県知事 横内正明

- 試験日時
平成二十四年十一月九日(金)午前十時から正午まで
- 試験場所
甲府市丸の内一丁目六番一号 山梨県庁北別館六〇一会議室
- 受験資格
年齢、性別、学歴、居住地及び国籍を問わない。
- 試験科目
次に掲げる科目について筆記試験を行う。
 - 砂利の採取に関する法令
 - 砂利の採取に関する技術的な事項(基礎的な土木及び河川工学に関する事項を含む。)
- 受験手続
1 提出書類

(一) 受験願書

(二) 写真(受験願書提出前六月以内に撮影した、無帽、正面、上半身像のもので、縦四センチメートル、横三センチメートル、裏面に撮影年月日、氏名及び年齢を記載したもの) 一枚

2 受験手数料

八千円(受験願書に八千円に相当する額面の山梨県収入証紙を貼り付け、消印はしないこと。)

受験手数料は、出願を取り消し、又は受験しなかった場合でも還付しない。

六 受験願書の提出先

受験願書は山梨県森林環境部森林整備課(甲府市丸の内一丁目六番一号)に提出すること。

七 受験願書受付期間

平成二十四年十月十九日(金)から同年十一月二日(金)までの山梨県の休日を定める条例(平成元年山梨県条例第六号)に定める県の休日を除く毎日、午前九時から午後五時まで。ただし、郵送の場合は、同日までの消印のあるものは有効とする。

八 合格者の発表

山梨県庁東側のスクランブル交差点掲示板に合格者の受験番号を発表するとともに、合格者に通知する。

九 その他

1 試験当日持参するもの

(一) 受験票

(二) 筆記用具

2 疑問の点については、山梨県森林環境部森林整備課(電話〇五五 二二三 一六四五)に問い合わせること。

● 大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地からの意見

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により甲府市から聴取した意見について、同条第三項の規定に基づき、次のとおり公告する。その意見を山梨県県民情報センターにおいて、この公告の日から平成二十四年十月六日まで縦覧に供する。

平成二十四年九月六日

山梨県知事 横 内 正 明

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

1 名称 ユニクロ甲府店

2 所在地 山梨県甲府市上阿原町五百十一番地一

二 届出の内容及び公告日

1 内容 新設

2 公告日 平成二十四年三月二十二日

三 意見の概要

1 店舗周辺の交通渋滞緩和及び交通安全対策への取組

2 廃棄物減量化及びリサイクルの徹底

3 災害時避難場所確保への協力

● 大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地からの意見

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第二項の規定により意見を有する者から述べられた意見について、同条第三項の規定に基づき、次のとおり公告する。その意見を山梨県県民情報センターにおいて、この公告の日から平成二十四年十月六日まで縦覧に供する。

平成二十四年九月六日

山梨県知事 横 内 正 明

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

1 名称 (仮称)おかじま七日市場食品館

2 所在地 山梨県山梨市七日市場字高芝原八百四十二番外

二 届出の内容及び公告日

1 内容 新設

2 公告日 平成二十四年四月二日

三 意見の概要

店舗に隣接する住居に配慮した騒音発生源の設置

● 大規模小売店舗の新設に関する届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第五条第一項の規定による届出があったので、同条第三項の規定に基づき、次のとおり公告する。その届出を山梨県県民情報センターにおいて、この公告の日から平成二十五年一月六日まで縦覧に供する。

平成二十四年九月六日

山梨県知事 横 内 正 明

一 届出者

1 氏名又は名称及び法人にあつては代表者の氏名
ウエルシア関東株式会社 代表取締役 鈴木孝之

代表取締役 池野隆光

2 住所

埼玉県さいたま市見沼区東大宮四丁目四十七番地七

二 届出の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

(-) 名称 ウエルシア甲斐敷島店

(二) 所在地 山梨県甲斐市中下条千六百一十一番外

2 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(-) 名称及び代表者の氏名 ウエルシア関東株式会社 代表取締役 鈴木孝之

代表取締役 池野隆光

3 住所 埼玉県さいたま市見沼区東大宮四丁目四十七番地七

大規模小売店舗の新設をする日

平成二十五年三月二十六日

4 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

千三百六十一平方メートル

5 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(-) 駐車場の位置及び収容台数

(1) 位置 届出の図面のとおり

(2) 収容台数 五十二台

(二) 駐輪場の位置及び収容台数

(1) 位置 届出の図面のとおり

(2) 収容台数 二十台

(三) 荷さばき施設の位置及び面積

(1) 位置 届出の図面のとおり

(2) 面積 十六平方メートル

(四) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

(1) 位置 届出の図面のとおり

(2) 容量 十八立方メートル

6 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(-) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(1) 開店時刻 午前九時

(2) 閉店時刻 午後十二時

(二) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前八時三十分から翌日午前零時三十分まで

(三) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

(1) 数 二箇所

(2) 位置 届出の図面のとおり

(四) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前六時から午後十時まで

三 届出年月日

平成二十四年七月二十五日

発行者 山梨県 甲府市丸の内一丁目六番一号
印刷所 (株)サンニ子印刷 甲府市北口二丁目六番